

令和4年(ワ)第70号 妨害予防請求事件

原告 中国電力株式会社

被告 上関原発を建てさせない祝島島民の会

準備書面(7)-1

令和6年 6月24日

山口地方裁判所岩国支部 御中

被告代理人弁護士 中 村



同 田 畑 元



同 山 本



同 古 本 武



同 石 森 雄 一



1 はじめに

上関町において、原子力発電所の建設設計画が浮上して、すでに42年の歳月が経過した。この間、原発推進派と原発反対派との間では、現地での抗議活動だけでなく、選挙、裁判などさまざまな分野において、激しい攻防が繰り返されてきた。本訴訟は、その延長線上で起こ

された訴訟であり、過去の歴史、本訴訟の背景事情を知ることは、原告がこの訴訟を提起した目的、その正当な評価を行う上で、有益である。

2 上関町と祝島

(1) 上関町について

山口県熊毛郡上関町（以下「上関町」という）は、山口県南東部に位置し、瀬戸内海に面した室津半島と、その先端部から上関大橋で繋がる長島、離島である祝島、八島などの島しょ部で構成され、合計面積 34.69 平方キロメートルの町である。同町は、瀬戸内海国立公園に含まれており、工業地帯が多い瀬戸内地域の中では、数少ない豊かな自然と美しい景観が残されている場所である。

上関の地は、古くから瀬戸内海海上交通の要衝とされ、下関、中関とともに、海上を通行する船の荷物の検査を行う番所が設けられ、「上関」の名前はこれに由来する。戦国時代には毛利水軍の拠点の一つとなった。また江戸時代には北前船、参勤交代をする九州諸大名の船、朝鮮通信使の船などの寄港地となり、長州藩の出先機関が置かれる港町として栄えた。明治以降は、蒸気船の登場と陸上交通の急速な発達により、船の寄港地としての役割は失われた。

同町は、昭和 33 年に、旧上関村と旧室津村が合併して町となつたものである。近年では山口県内の他の自治体と同様に、高齢化と過疎が進み、昭和 40 年までは 1 万人を超えていた人口が、その後は減少の一途をたどり、令和 6 年 6 月 1 日現在は 2224 人まで減少した。また同町の高齢化率は 58.68 % となっている（乙 16）。

(2) 祝島について

祝島は、長島の南西約 3.6 キロの瀬戸内海に浮かぶ面積約 7.67 平方キロメートルの離島である。

島の人口は、戦後の最盛期には 5000 人程度であったが、現在（令和 6 年 6 月 1 日）では、272 人となっている。

島の周辺に広がる周防灘、伊予灘などの海域は、瀬戸内海屈指の好漁場と言われており、タイの一本釣りをはじめ、アジ、タコ、サヨリ、カレイ、ヒラメ、ヤズ、ハマチ、コウイカ、メバル、ハゲ、タチウオなどが水揚げされる。島の産業としては、好漁場での漁業と、温暖な気候を生かした農業が大部分であるが、万葉集にも登場する歴史ある島として、島外から訪れる観光客も少なくない。

家人は 帰り早来といはひ島 斎ひまつらむ 旅ゆくわれを
草枕 旅行く人をいはひ島 幾代経るまで 斎ひ来にけむ
(万葉集 卷一五遣新羅使人)

また祝島では、伝承で 1000 年以上昔の出来事に由来する行事として、4 年に一度、大分県国東半島の神社と共同で、「神舞」（かんまい）と呼ばれる神事が催されている。

3 上関原発建設計画にかかる推進派と反対派

(1) 山口県内の日本海側での動き

原告は、昭和 49 年より、島根県松江市において、原子力発電所の営業運転を開始していたが、さらに山口県内でも原発を建設することを模索し、旧田万川町、萩市などで、その立地探しに動いた。このうち旧豊北町（現在は下関市）では、漁業関係者を中心的に、原発の建設に強く反対する運動が起り、同町の町長選挙でも、原発に反対する候補者が当選したことにより、結局同町での原発の建設計画は頓挫した。

(2) 上関町での計画の浮上

昭和 56 年 12 月、上関町議会において、議員からの質問に対する答弁に立った当時の加納新町長は、「中国電力が机上の構想の一つとして上関を調査していると聞いている」と述べ、町議会という公的な場で初めて原告の上関町での原発建設の計画が浮上した。

(3) 原発建設計画推進の動き

翌昭和 57 年 2 月の上関町会議員選挙では、原発の問題が選挙の大きな争点となることはなかったが、選挙が終わると、一部の議員、町内の各種団体を中心に、「電気教室」の名前で愛媛県の伊方原発に視察旅行に出かける動きが活発になった。旅行の費用は原告が支出するもので、祝島でも原告の社員が旅館に長期間滞在して、計画を推進しようとする島内有力者らとともに、視察旅行の取りまとめを行った。当時原発推進派は、原発を誘致すれば固定資産税が初年度 40 億円、電源三法による交付金が 5 年間で約 70 億円町に入ると宣伝していた。

同年 6 月の町議会で、町長は議員の質問に対し「国内のエネルギー問題からみて原発建設は必要だと思う。しかし各論では安全性の問題について住民の意見を十分に尊重しなければならない」という答弁を行った。これに呼応する形で、同年 6 月 29 日、原告の松谷健一郎社長（当時）が、上関町四代地区が新規の原発立地の有力候補地の一つであることを認めた。

この計画では、上関町の四代集落から約 2.2 キロ離れた、長島の最先端にある田ノ浦という入江に、出力 110 万キロワットの原発 2 基を建設するとされ、総事業費は 1 兆円、運転開始は昭和 60 年代後半とされた。田ノ浦は、対岸の祝島の島民にとっては、毎朝陽が昇る東方向にあり、祝島の島民らは、集落の目の前に、巨大な危険施設が建設されるという現実を突然突き付けられ

た。

同年8月21日の町議会において町長は、「住民の関心が高まっている。原発も企業誘致の対象の一つと考え、これから前向きに勉強したい。」と述べて、計画推進の姿勢を鮮明にした。当時計画の推進派が盛んに口にしていたのは、「過疎の歯止め、企業誘致」という言葉であった。

同年9月には、原告の社長が上関町を訪問して計画の説明を行い、町長も原発誘致の姿勢を示した。これにより、上関町における原発建設計画推進の動きは、急速に活発となった。

(4) 原発建設計画反対の動き

祝島では、上関原発の建設計画に反対する者たちが会合を開き、昭和57年11月、「愛郷一心会」が結成された（同会は後に名称を変更して、「上関原発を建てさせない祝島島民の会」となる）。これは、祝島の女性たちが島内の各戸を回って上関原発反対の署名を集め、島民の約9割を組織する会であった。島民らによる海上デモ、島内デモも始まった。

翌昭和58年1月には、祝島漁業協同組合の臨時総会が開催され、原発反対の姿勢を明らかにしない当時の組合長以下執行部全員が不信任となった。祝島漁協は一時組織的に混乱したが、同年4月に開催された総会で、新たな執行部が選出された。同執行部は、理事、監事合計10名で構成され、このうち原発反対派は9名であった。

また同年2月27日には、原発に反対する上関町民らの全町的な運動組織として、「原発に反対し上関町の安全と発展を考える会」が結成された。同会には、祝島の愛郷一心会も参加した。

(5) 上関町長選挙

昭和58年4月、上関町長選挙が行われた。この選挙で原発反

対派は、元小学校校長の向井丈一を擁立し、原発推進派が擁立した前町議会議長の片山秀行との間で選挙戦が展開された。しかし向井候補が、原発反対の姿勢を鮮明にしていたのに対し、片山候補は原発問題について、「避けては通れないが、誘致の賛否はあくまで町民が決めるもので、そのために町の開発構想策定が前提」などとして、原発に対する賛否の姿勢を終始あいまいにしていた。

選挙結果は、片山候補 2871 票、向井候補 2121 票であった。原発推進派が擁立した片山候補が当選したものの、原発反対派の向井候補も 42% 以上の得票を得ており、片山候補の圧勝などとは到底言えない選挙結果であった。

(6) 上関町議会議員選挙

昭和 61 年 2 月には、上関町議会議員選挙が行われ、定数 18 に対し、原発推進派から 16 人、原発反対派から 9 人が立候補した。選挙結果は原発推進派が 11 人、原発反対派が 7 人の当選となった。原発反対派としては、立候補者全員の当選には至らなかったものの、選挙前の町議会では、わずか 1 人しかいなかつた原発反対派の議員を、一挙に 7 人に増やすことができた。

その後も、上関町の選挙では、原発推進派と反対派の候補が選挙のたびに激しく争うことが繰り返されて現在に至っている。その選挙の歴史の中で、初期に発生した特筆すべき出来事として、昭和 62 年に架空転入事件が発生した。

3 架空転入事件

(1) 上関町の人口の急増

昭和 62 年 4 月の上関町長選挙を控えた同年 1 月、上関町の人口が突然増えた。同年 1 月 3 日から 1 月 20 日までの間に、同町への転入者が合計 120 人出現した。長年過疎が進み、毎月のよ

うに人口が減少していた上関町にとって、これは極めて「異常」な事態であった。

原発推進派が同年4月の町長選挙に向けて何らかの工作をした結果ではないかという疑念が起きたが、原告の原発立地調査事務所は、「これまで住民票を移していなかったのを移したまで」などと説明し、原発推進派の幹部も、「造船不況で帰郷した人や、町の将来を考えて自発的に戻った人もいるのだろう。組織的に工作などありえない」と述べていた。

(2) 上関町選挙管理委員会の対応と選挙の実施

上関町選挙管理委員会は、住民からの指摘を受けて調査し、同年4月1日、4人について、生活の本拠地が町内ではないとして選挙人名簿に登録しないことを決め、さらに同月20日、13人と同じ理由で、選挙人名簿に登録しなかったが、その他の者については、選挙人名簿に登録された。

これに対して、原発反対派は、「推進派の組織的転入だ。町選管の面接調査も形式的、不徹底なもので、不正な転入を見逃しているのは明らか」と批判した。

同年4月21日、上関町長選挙が告示され、「原発に反対し上関町の安全と発展を考える会」副会長の河本広正と、原発推進派の擁立した現職の片山町長が立候補した。

同月22日、反対派は、町選管に対し、「町選管が4月20日に選挙人名簿に登録した新規の107人のうち、90人は町内に居住しておらず、名簿から抹消すべきもの」として、行政不服審査法に基づく異議の申立てを行った。しかし町選管は、この申立てを棄却した。

同年4月26日選挙が実施され、選挙結果は、片山秀行283票、河本広正2116票で、片山秀行が当選した。

(3) 刑事告発と処分

この架空転入事件は、町長選挙後に大きく進展した。

同年6月26日、原発反対の住民団体「原発に反対し上関町の安全と発展を考える会」は、転入者に公選法違反の疑いがあるとして、山口地方検察庁に告発した

翌昭和63年2月、山口県警平生署は、152人を山口地検に書類送検した。その内訳は架空転入した者が102人、これを手助けしたものが50人であった。この中には、原告の社員も6人含まれていた。

山口県警の説明によれば、昭和61年6月から昭和62年1月の間に、合計259人が上関町に転入（うち昭和62年1月は132人）し、その全員の調査の結果、架空転入と転入を勧めたり、手続きの手助けをしたとして152人を公選法違反（虚偽登録）、公正証書原本不実記載、同行使の容疑で書類送検したことであつた。

しかしこの段階に至っても、原告は、「転入問題について取り調べを受けたということは現地の事務所から聞いているが、不正転入をしたとは聞いていないし、そういうことはないと思う」とコメントした。そしてその後も原告は、「個人の意思でしたこと。会社は関与していない」と繰り返した。

昭和63年3月、山口地方検察庁は、7人を正式起訴し、111人を略式起訴した。略式起訴された者の中には、原告の社員6名が含まれていた。

原発反対派は、同年4月12日、広島市にある原告の本社を訪れ、「転入は会社の組織的計画的なものだ」と抗議した。

原告は、社員が略式起訴されたことを受けて、「職員が不正転入にかかわっていたことについてははなはだ遺憾なことであり、世

間を騒がせたことについて申し訳なく思っている。今後、職員の注意を喚起し指導していきたい」という副社長の談話を発表した。

この架空転入事件は、

- ① 電力会社という公益性の高い大企業の社員が関与して、組織的かつ計画的に行われた犯罪であること、
- ② その規模は、7人が起訴され、111人が略式起訴されるという大規模なものであったこと、
- ③ 犯行の動機、目的は、町長選挙を原発推進派に有利にしようとするもので、議会制民主主義の根幹を揺るがすものであったこと、

を指摘できる。